

建物貸付契約書

貸付人 砂川市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産（以下「施設」という。）の貸付契約を締結する。

（貸付施設）

第1条 貸付施設は、次のとおりとする。

所在地 砂川市晴見2条北7丁目3番31号
区分 建物（木造 1階建）
数量 土地 412.50 m²
建物 96.05 m²

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（貸付料及び貸付料の納入）

第3条 貸付料は、日間で 円とする。なお、貸付料は甲の発行する納入通知書により、契約日に指定金融機関に納入しなければならない。ただし、契約日が指定金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を納入期限とする。

（入居の立会い）

第4条 乙は、施設の貸付料を納入後、入居するにあたり、甲の立会いのもと施設の設備・備品などについて確認を行うこととする。

（使用目的）

第5条 乙は、施設を「すながわ お試し暮らし」の居住の目的として使用するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用に伴う電気、上下水道、ガス、灯油の費用、乙の居住地から施設までの往復の交通費、施設の滞在に係る寝具及び日常消耗品にかかる費用、食費はすべて乙の負担とする。

（維持管理）

第7条 乙は、この施設を借受の目的に従って使用し、善良な管理者の注意をもって維持保全するものとする。

- 乙は、施設、附属設備または備品を毀損、汚損または滅失させたときは、直ちに甲に報告しなければならない。
- 乙は、故意または過失により施設、附属設備または備品を毀損、汚損または滅失させたときは、甲乙協議の上、その損害の範囲及び金額を決定し、原状に回復するかまたはこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。
- 乙は、甲の承諾を得ることなく、電球・蛍光灯等の消耗品の交換その他費用が軽微な修繕を自らの負担において行うことができるものとする。

（乙の遵守事項）

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。また、備え付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 施設の周りの除雪等を適宜行い、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 施設の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに施設の鍵を甲に返却すること。
- (6) その他施設の使用に関し、甲が必要と認める事項。

(禁止・制限される行為)

第9条 乙は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を甲の承諾を得ないで第5条の目的以外に使用すること。また、この施設の賃借権を他人に転貸し、使用させること。
- (2) すながわお試し暮らし利用申込書（以下「申込書」という。）に記載した利用者以外の者を宿泊させること。
- (3) 物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- (4) 興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付または配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 政治活動のための演説会、研修会、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 犬、猫等の動物の飼育または持込みをすること。
- (10) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第10条 乙は、この施設の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、損害を及ぼした場合は、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙及び乙の使用期間中に施設に滞在する者（以下「乙等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 乙等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 乙等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙が(2)から(5)までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(明渡し)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除した場合には、甲の指示に従い乙の負担において施設を指定する期日までに原状回復して甲に明け渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の明け渡しをするときには、明け渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立ち入り)

第13条 甲は、物件の保全、衛生、防犯、防火その他管理上緊急を要するときは、乙の承諾なしに物件に立ち入ることができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害に対し賠償の責務を負うものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に疑義があるときは、当事者協議のうえ定めるものとし、協議がととのわないときは、甲の解釈によるものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の住所地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸付人(甲)	住 所	砂川市西7条北2丁目1番1号
	氏 名	砂川市長 飯 澤 明 彦 ㊟
借受人(乙)	住 所	
	氏 名	㊟